

## 策定委員会 設置規定・委員名簿

○奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和二十八年三月三十一日

奈良県条例第四号

奈良県附属機関に関する条例をここに公布する。

奈良県附属機関に関する条例

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項及び第二百二条の三第一項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第一条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会	奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に関する重要事項についての審議に関する事務

○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則をここに公布する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 保健、医療又は福祉の関係団体を代表する者
- 三 県議会の議員
- 四 県の区域内の地方公共団体を代表する者
- 五 住民を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画  
策定委員会委員名簿**

氏 名		所属名・役職名等
委員長	狭 間 香代子	関西大学人間健康学部教授
委員長代理	原 健 二	一般社団法人奈良県医師会理事
委 員	今 村 知 明	公立大学法人奈良県立医科大学教授
委 員	上 田 清	市長会代表（大和郡山市長）
委 員	上 野 町 子	公募
委 員	栗 山 忠 昭	町村会代表（川上村長）
委 員	塩 崎 万規子	奈良県老人福祉施設協議会副会長
委 員	田 原 眞 知	公募
委 員	田 端 鈴 子	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会常任理事
委 員	西 田 一 美	日本労働組合総連合会奈良県連合会執行委員
委 員	林 芳 繁	奈良県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
委 員	畠 真夕美	奈良県議会厚生委員会委員長
委 員	平 井 基 陽	奈良県老人保健施設協議会会長
委 員	増 田 信 一	一般社団法人奈良県歯科医師会副会長
委 員	藪 内 悦 子	一般財団法人奈良県老人クラブ連合会副会長

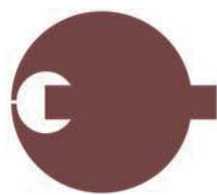
<任期>H26.4.1 から H27.3.31 まで

(敬称略)

※藪内委員は、H26.5.21 から H27.3.31 まで

畠 委員は、H26.8.1 から H27.3.31 まで





奈良県

奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画

発行：奈良県健康福祉部長寿社会課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話 0742-22-1101（代表）